

答 申 書
(答 申 第 3 4 号)
平成 1 2 年 7 月 2 4 日

1 審査会の結論

平成 5 年度在外教育施設（シカゴ）派遣者の早期短縮帰国決定に関わる資料を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、文部省が平成 5 年度に米国のシカゴにある在外教育施設に派遣した派遣教員の早期短縮帰国決定に関わる資料である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件公文書は保存期間の満了により廃棄したため、不存在であるとして北海道情報公開条例（平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 7 条の規定に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるといものであるから、本件公文書が不存在であるとした処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件公文書は、実施機関から提出された理由説明書及び異議申立書の写しから判断すると、在外教育施設教員派遣規則（昭和 5 6 年文部省訓令第 2 7 号）に基づき、実施機関が道内の義務教育諸学校の教員の中から推薦した者について、文部省が選考を行い、平成 5 年度にシカゴにある在外教育施設に派遣した派遣教員（以下「本件派遣教員」という。）の早期短縮帰国決定に関わる資料であり、実施機関の説明によると、本件派遣教員については、平成 6 年 8 月頃から文部省と実施機関との間で早期短縮帰国決定に関する協議があり、帰国後の平成 7 年 5 月 2 6 日に新たな勤務先に配置されていることからすれば、平成 6 年度又は平成 7 年度に実施機関が作成又は取得した文書であったと考えられる。

イ 実施機関における公文書の管理については、現在、北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する教育委員会規則（平成 1 0 年北海道教育委員会規則第 1 3 号）及び教育庁文書管理規程（平成 1 0 年北海道教育委員会教育長訓令第 8 号。以下「新規程」という。）に基づき行われているが、同規則及び新規程が施行された平成 1 0 年 5 月 2 5 日前においては、文書の処理については教育庁文書処理規程（昭和 6 1 年教育長訓令第 1 0 号）に基づき、文書の編集保存については教育庁文書編集保存規程（昭和 5 9 年教育長訓令第 1 号。以下「旧規程」という。）に基づき行われていた。

そして、実施機関は、旧規程に基づいて文書編集保存分類表（以下「分類表」という。）を作成し、分類した文書ごとの保存期間を定めていた。

ウ 本件公文書は、実施機関の説明によれば、旧規程の別表「文書保存期間区分基準表」の「第4種（3年保存）」の文書のうち「5 一般往復文書」に該当するものとして、分類表の「第1分類 - J 学校教育、第2分類 - 2 研修、第3分類 - 0 教職員研修、簿冊名 - 在外教育施設派遣、保存期間 - 3（年）」に分類されるものであることが認められる。そうであれば、本件公文書が平成6年度又は平成7年度に実施機関が作成又は取得した文書であったことからすれば、旧規程第4条第1項の規定に基づき、平成6年度に完結した文書については平成6年度の「在外教育施設派遣」の簿冊に、平成7年度に完結した文書については平成7年度の「在外教育施設派遣」の簿冊にそれぞれ編集されていたと考えられる。

そして、保存期間が満了した文書については、新規程第36条の規定に基づき毎年6月末までに廃棄文書一覧表を作成の上廃棄することとなっており、平成6年度の「在外教育施設派遣」の簿冊については、平成10年3月31日に保存期間が満了した文書として、同条の規定に基づき作成された平成10年度の廃棄文書一覧表に記載があること、また、平成7年度の「在外教育施設派遣」の簿冊については、平成11年3月31日に保存期間が満了した文書として、同条の規定に基づき作成された平成11年度の廃棄文書一覧表に記載があることからすれば、これらの簿冊は、同条の規定により、それぞれ廃棄されていることが認められる。

エ 異議申立人は、海外に派遣されている教員の早期短縮帰国措置というのは特異な例であることから、本件公文書は、新規程第39条に規定する「保存期間の満了した文書について、なお保存する必要があるときは、主務課長は、文書主管課長と協議の上、引き続き保存することができる」公文書に該当し、当然保存されている旨主張する。

しかしながら、実施機関の説明によれば、実施機関は、本件公文書を同条（新規程の施行前においては旧規程第8条）の規定に基づき引き続き保存する必要があるとは判断せず、同条の規定に基づき保存していなかったことが認められる。

なお、一般に保存期間が満了した文書について同条の規定により引き続き保存するかどうかは、同条の規定が「保存することができる。」と規定されていることからすれば、実施機関の裁量に委ねられていると考えられる。そして、実施機関の説明によれば、本件公文書については、保存期間満了前に本件公文書に対する開示請求がなされていたとか、本件公文書に関する事案について訴訟等の提起がなされていたといった、本件公文書の保存を必要とする特別の事情がなかったことからすれば、実施機関が本件公文書を引き続き保存しなかったとしても、同条の規定に反しているとはいえない。

オ 以上のことからすれば、本件公文書は、実施機関が定める文書の管理に関する諸規程に基づき既に廃棄されていると認められ、他に実施機関に本件公文書が存在することを窺わせるに足りる資料等はない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年3月7日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成12年4月17日 (第24回審査会)	本件諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成12年5月24日 (審査会第一部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人による意見陳述 審議
平成12年5月31日 (審査会第一部会)	審議
平成12年6月14日 (審査会第一部会)	審議
平成12年6月28日 (審査会第一部会)	審議
平成12年7月17日 (第27回審査会)	答申案審議
平成12年7月24日	答申

別紙

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年1月14日 本件開示請求
- (2) 平成12年1月26日 本件開示請求に対する公文書不存在通知
- (3) 平成12年2月29日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

教育庁文書管理規程第39条「保存期間の満了した文書について、なお保存する必要があるときは、主務課長は、文書主管課長と協議の上、引き続き保存することができる」という規定があるが、海外に派遣されている教員の早期短縮帰国措置というのは特異な例であるから、本件公文書は、同規定により当然保存していると判断できるものである。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」及び「追加理由説明書」のとおりである。

理 由 説 明 書

1 対象公文書の内容

平成5年度在外教育施設（シカゴ）派遣者の早期短縮帰国決定に関わる資料

2 不存在理由

対象公文書は、教育庁文書編集保存規程第4条で規定する文書編集保存分類表の簿冊名「在外教育施設派遣」に編集し、保存期間は「3年」と規定されている。

対象公文書である平成5年度の在外教育施設派遣者に係る公文書は、平成5年度、6年度及び7年度の完結文書のいずれか又は全部に存在すると考えられる（在外教育施設教員派遣規則で派遣期間は原則3年としている。）が、いずれも保存期間3年を経過しており、平成5年度の当該文書については教育庁文書編集保存規程第7条第1項の規定により、平成6年度及び平成7年度の当該文書については教育庁文書管理規程第36条の規定により廃棄されている。

3 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、廃棄したとされる公文書には、在外教育施設派遣者の早期短縮帰国という特異な例が記録されたものが含まれており、道教委はその例についての事の重大性を認識しているものと推測されることから、対象公文書は、教育庁文書管理規程第39条に規定する引き続き保存することができる公文書であると判断できるものであり、引き続き保存していると判断できる旨主張する。

しかしながら、在外教育施設派遣者の早期短縮帰国に係る公文書については、引き続き保存する必要がある文書とは認めておらず、異議申立人が開示請求を行った公文書についても、平成5年度の簿冊については教育庁文書編集保存規程第7条第1項の規定により、平成6年度及び平成7年度の当該文書については教育庁文書管理規程第36条の規定により廃棄しており、存在しないものである。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。

追 加 理 由 説 明 書

さきに提出した理由説明書では、平成10年5月25日付け北海道教育委員会教育長訓令（以下「訓令」という。）第8号で改正した教育庁文書管理規程を基に不存在理由の説明及び異議申立理由に対する反論をしているが、当該規程の施行以前については、改正前の教育庁文書編集保存規程（昭和59年3月21日訓令第1号）により文書の取扱いをしていたことから、関係部分の規程及び条項を、次のとおり訂正する。

なお、規程の改正により、規定の趣旨が異なるものではない。

1 「2 不存在理由」の本文を、次のとおり訂正する。

対象公文書は、教育庁文書編集保存規程第4条で規定する文書編集保存分類表の簿冊名「在外教育施設派遣」に編集し、保存期間は「3年」と規定されている。

対象公文書である平成5年度の在外教育施設派遣者に係る公文書は、平成5年度、6年度及び7年度の完結文書のいずれか又は全部に存在すると考えられる（在外教育施設教員派遣規則で派遣期間は原則3年としている。）が、いずれも保存期間3年を経過しており、平成5年度の当該文書については教育庁文書編集保存規程第7条第1項の規定により、平成6年度及び平成7年度の当該文書については教育庁文書管理規程第36条の規定により廃棄されている。

2 「3 異議申立理由に対する反論」の「しかしながら」以降を、次のとおり訂正する。

しかしながら、在外教育施設派遣者の早期短縮帰国に係る公文書については、引き続き保存する必要がある文書とは認めておらず、異議申立人が開示請求を行った公文書についても、平成5年度の当該文書については教育庁文書編集保存規程第7条第1項の規定により、平成6年度及び平成7年度の当該文書については教育庁文書管理規程第36条の規定により廃棄しており、存在しないものである。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。